

マイクロフォーカス X 線 CT 装置による受託分析実施約款

(目的)

第 1 条 国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、この約款により契約（以下「受託分析実施契約」という。）を締結した者（以下「注文者」という。）の申込内容に基づき、注文者が分析対象として提出した試料（以下「分析試料」という。）について機構が保有するマイクロフォーカス X 線 CT 装置を用いた分析、計測及び解析等を実施し、その結果を提供する（以下「受託分析」という。）。

(約款の変更)

第 2 条 機構は、この約款を変更することがある。この約款を変更する場合において、既に締結された受託分析実施契約があるときは、機構と注文者が個別に変更後の約款について同意した場合を除き、その受託分析実施契約は、第 3 条に定める受託分析実施契約の締結日に適用された約款に基づくものとする。

2 前項に定める約款の変更について、その変更の内容が次の各号の何れかに該当する場合であって、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに適用開始時期についてインターネット等を介して機構が事前に周知したときは、機構は、前項の規定に関わらず、注文者と個別に同意を得ることなく約款の変更ができるものとする。

(1) 約款の変更が注文者の一般の利益に適合する場合。

(2) 約款の変更が受託分析実施契約の目的に反せず、且つ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。

(受託分析の注文及び契約の締結)

第 3 条 受託分析の注文は、申込者が機構所定の分析申込書及び注文書に必要事項を記載して機構に提出することにより行う。

2 受託分析実施契約は、前項に定める注文に対し、機構所定の注文請書により機構が承諾を通知することにより締結する。

3 受託分析実施契約の締結日は、前項に定める注文請書の発行日とする。

4 次の各号の何れかに該当する場合は、機構は、受託分析の注文を承諾しないことがある。

(1) 分析申込書の内容に虚偽記載があると機構が判断した場合。

(2) 以前に機構と締結した受託分析実施契約において申込者が違反をしていた場合。

(3) 申込者が受託分析実施契約上の義務を怠る恐れがあると機構が判断した場合。

(4) 受託分析の実施に関し、業務上又は技術上の著しい困難があると機構が判断した場合。

(5) 注文の承諾が、日本国の安全保障輸出管理関係法令、若しくは機構の経済安全保障・研究インテグリティに関する内部規程に抵触し、又はその恐れがあると機構が判断した場合。

(6) その他、機構が利用申込を承諾することが不適当と判断した場合。

(分析試料の取扱い)

第4条 注文者は、解析を依頼する試料について、日本国法令、注文者の所属国の法令、生物多様性条約その他の国際条約、業界規制その他一切の関連法令等に抵触しないことを保証する。

- 2 注文者は、試料に危険物、毒物、生物汚染物質、放射性物質その他法令上規制される物質が含まれる場合には、事前にその内容を機構に通知しなければならない。また、通知したものを除き、当該試料に危険物等が含まれていないことを保証する。
- 3 試料の輸送中に生じた破損、紛失その他の事故について、機構は責任を負わない。受託分析の過程において、試料の一部又は全部が破壊、変質又は消失する場合があることを、注文者はあらかじめ了承するものとする。
- 4 試料の所有権は注文者に帰属するものとする。機構は、解析終了後、原則として試料を注文者に返送するものとし、送料は注文者の負担とする。また、注文者の都合等により機構が試料を廃棄する場合、その廃棄に要する費用は注文者の負担とする。
- 5 注文者は、試料が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証する。試料に関して第三者との間で紛争等が生じた場合、注文者は自己の責任及び負担においてこれを解決するものとし、機構は一切の責任を負わない。
- 6 試料に起因して機構又は第三者に損害が生じた場合、注文者は自己の責任及び負担においてこれを賠償するものとする。

(料金の支払い)

第5条 受託分析の料金（以下「料金」という。）は、1分析試料当たりの単価 8,742 円に受託分析が完了した実績数量を乗じた金額に、一般管理費 30%と、それらの合計に係る消費税額及び地方消費税額を加えた合計額に相当する額とする。ただし、注文者が非居住者であり、日本の消費税法上の輸出免税規定が適用される場合は、消費税額に相当する額は免除するものとする。

- 2 機構は、注文者が申し込んだ受託分析の条件や試料の分析状態等によっては、注文者との協議の上で、前項に定める単価を用いない場合がある。
- 3 機構は注文書に定める履行期限までに、完了した分析結果及び完了報告書を、注文者に送付する。
- 4 機構は、前項の完了報告書に記載の分析実績に基づき、第5条第1項に定める料金を算定の上、注文者に請求書を発行するものとする。注文者は当該請求書に基づき、料金を機構に支払うものとする。
- 5 注文者は、当月末までに受領した請求書に対しては翌月末までに銀行振込みにより支払うものとする。なお、送金、銀行振込等に係る一切の手数料（中継銀行手数料を含む）

は注文者の負担とし、機構へは請求金額の全額が着金しなければならない。

- 6 第1項に定める消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額は、請求書発行時に適用される消費税法（昭和63年法律第108号）その他の法令に基づくものとする。
- 7 料金の計算において、1円未満の端数が生じたときは、機構は、請求書においてこれを切り捨てて記載するものとする。
- 8 注文者が、その責に帰すべき事由により期日内に代金を支払わない場合には、機構は、注文者に対して支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条及び第419条で規定する法定利率の割合による遅延利息を請求できるものとする。
- 9 前項に定める遅延利息の計算においてその金額が1,000円未満であるときは、機構は、前項の規定に関わらず遅延利息の請求を行わないものとし、その金額に100円未満の端数があるときは、機構は、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 第8項に定める遅延利息の支払方法は、機構が注文者に対し個別に指示するものとし、当該銀行振込に係る手数料は注文者の負担とする。

（不保証）

第6条 機構は、この約款で別に定める場合を除き、受託分析の結果の提供に関し、次の各号に定める内容について、如何なる保証も行わない。

（1）分析結果の品質に関すること。

（2）分析結果の特定目的への適合性に関すること。

2 注文者は、次の各号に定める内容について、了承するものとする。

（1）機構の機器の利用状況、解析の難易度その他の事情により、受託分析として注文者が希望する数量の分析が当初予定した期間内に終了しない場合がある。

（2）分析装置の特性、試料状態、測定条件、画像再構成条件その他の要因により、分析結果には一定の誤差又は変動が含まれる場合がある。

（3）同一試料であっても、測定条件、装置、解析手法その他の条件の違いにより、異なる結果が得られる場合がある。

（権利の帰属）

第7条 受託分析の結果等の知的財産権は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）機構から注文者に提供した受託分析結果のデータは、注文者に帰属する。

（2）注文者が、前号のデータを用いて得られた成果、発明、考案、意匠、著作物その他一切の知的財産権は、注文者に帰属する。

（3）受託分析の実施の過程で、機構が独自に開発した分析手法、ソフトウェア、解析アルゴリズムその他関連技術に関する知的財産権は、機構に帰属する。

2 前項の規定に関わらず、機構と注文者との間で共同研究等の実施のため別の契約を締

結した場合は、当該共同研究等の契約に従うものとする。

(注文書等の記載事項の変更)

第8条 注文者は、受託分析実施契約の締結日以後、第3条に定める分析申込書及び注文書の内容のうち次の各号に定める変更が生じた場合は、速やかに機構に連絡すること。

(1) 注文者である法人の合併等による法人名又は利用部署名の変更。

(2) 注文者である法人の分割又は事業譲渡による新たな法人への承継。

2 機構は、連絡を受けた変更内容について、注文者の同一性又は事業の継続性が認められる場合は、その変更内容について、機構所定の方法により承諾を通知する。

3 分析試料の種類を変更する場合において、その変更後の分析に第5条第1項に定める料金を適用することができないときは、新たな利用申込み又は契約手続を行うものとする。

(成果の発表)

第9条 注文者は、受託分析実施契約に基づき得られた成果を論文、学会発表その他これらに類似する方法により発表しようとするときは、本成果が機構の受託分析によるものである旨を表示するよう努めるものとする。また、発表後は速やかに機構に通知するものとする。

2 注文者は、受託分析実施契約に基づき得られた成果の利用によって特許権を得ようとするときは、その願書等に、本成果が機構の受託分析によるものである旨を表示するよう努めるものとする。また、出願の1か月前までに機構に通知するものとする。

3 機構は、前2項に定める通知のなされた論文、学会発表、プレスリリースその他これらに類似する物及び特許(但し出願公開がなされたものに限る。)並びに注文者の法人名称について、機構が作成する資料、報告書その他これらに類似する物に記載し公開することがある。当該記載をする場合において、注文者は、機構が注文者に事前の承諾を得ることなく行うことに同意するものとする。

(受託分析実施契約上の地位の譲渡禁止)

第10条 注文者は、第8条第1項に定める場合を除いて、受託分析実施契約上の地位若しくは権利を第三者に譲渡、担保提供等し又は受託分析実施契約上の地位若しくは義務を第三者に引き受けさせることはできない。

(受託分析実施契約の期間)

第11条 受託分析実施契約の契約期間は、受託分析実施契約の締結日から、注文書に記載の履行期限までとする。

2 前項の履行期限は、受託分析実施契約の締結日が属する会計年度の末日を超えないものとする。

(受託分析実施契約の期間中の解約)

- 第12条 注文者は、受託分析実施契約の契約期間中に、受託分析実施契約の解約を希望するときは、解約を希望する日の1か月前までに機構に書面で申し込むものとする。
- 2 受託分析実施契約の解約は、前項の解約申込に対し、機構所定の方法により機構が承諾を通知することにより行う。
- 3 受託分析実施契約の解約までに、一部完了した受託分析がある場合、第5条の規定を準用し、機構は完了分までの分析結果及び完了報告書、請求書を注文者に送付する。注文者は、当該請求書に基づき、料金を機構に支払うものとする。

(機構の免責事項)

- 第13条 機構は、この約款で別に定める場合若しくは機構の故意又は重過失による場合を除き、受託分析結果又は受託分析に関連して注文者又は第三者が被った如何なる損害についても、その賠償の責任を負わない。

(反社会的勢力の排除)

- 第14条 機構は、注文者が次の各号に定める事項の何れかに該当するとき又は過去に該当していたことが判明したときは、事前の通知なく受託分析実施契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロその他これらに準ずる反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること。
- (2) 注文者の役員又は注文者の経営を実質的に支配する者が反社会的勢力であること。
- (3) 注文者の親会社又は子会社が前2号の何れかに該当すること。
- (4) 注文者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で反社会的勢力を利用していること。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等していること。
- (6) 社会的に非難されるべき関係性を反社会的勢力と有していること。
- 2 機構は、注文者が機構に対し次の各号に定める行為の何れかを行ったときは、事前の通知なく受託分析実施契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 脅迫的言辞を用いる行為又は暴力的行為。
- (2) 機構の名誉又は信用を毀損する行為。
- (3) 偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害する行為。
- (4) 第三者を利用して前3号をさせる行為。
- 3 機構は、第1項及び第2項に定める受託分析実施契約の全部又は一部の解除を行った場合において、注文者が被った如何なる損害についても、その賠償の責任を負わない。
- 4 機構は、第1項及び第2項に定める受託分析実施契約の全部又は一部の解除を行った

場合において、機構が被った損害があるときは、その賠償を注文者に請求できるものとする。

(契約の解除)

第15条 機構は、前条に定める場合のほか、次の各号に定める事由の何れかに該当する場合は、事前の通知なく受託分析実施契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 注文者が受託分析実施契約の締結以後に第3条第4項第1号から第3号の何れかに該当することが判明した場合。
- (2) 注文者が第三者から差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売又は強制執行の申立等を受けた場合。
- (3) 注文者が破産手続、特別清算手続、民事再生手続、会社更生手続等の申立をした場合又は解散の決議をした場合。
- (4) 注文者が振出した手形若しくは小切手が不渡りとなった場合又は金融機関から取引停止処分を受けた場合。
- (5) 分析試料の状態、性質、量その他の事情により、受託分析を実施することが不可能又は著しく困難であると機構が合理的に判断した場合。

2 機構は、前項に定める受託分析実施契約の全部又は一部を解除した場合において、注文者が被った如何なる損害についても、その賠償の責任を負わない。ただし、当該損害が機構の故意又は重大な過失により生じた場合は、この限りではない。

3 機構は、第1項第1号から第4号までの規定に基づき受託分析実施契約の全部又は一部を解除し、機構に損害が生じた場合、注文者に対し、その損害の賠償を請求することができるものとする。

4 機構が第1項第5号の規定に基づき受託分析実施契約の全部又は一部を解除した場合、注文者は、機構に対し、当該解除を理由とする違約金その他の金銭の支払を請求することができないものとする。

5 前項の場合、機構は、注文者に対し、解除までに受託分析の実施のために要した実費を請求することができる。当該実費には、分析の準備、試行測定、試料の保管及び返送その他これらに付随して要した費用を含むものとする。

6 機構及び注文者は、双方の何れかが受託分析実施契約に違反した場合（前条及び第1項に定める場合を除く。）において、書面による一方からの催告にも関わらず、当該催告を受けた日から30日以内に当該違反者（以下、「違反者」という。）が違反事実を是正しないときは、当該催告をした者（以下、「催告者」という。）は直ちに受託分析実施契約を解除できるものとする。

7 前項に定める解除に伴い、催告者が被った損害があるときは、この賠償を違反者に請求できるものとする。

(秘密情報の取り扱い)

第16条 秘密情報の取り扱いについては、別紙1の「秘密保持に関する特約」によるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第17条 個人情報の取り扱いについては、別紙2の「個人情報保護に関する特約」によるものとする。

(不可抗力)

第18条 機構又は注文者は、天災地変、戦争、暴動その他自己の責に帰し難い事由により、受託分析実施契約の履行が遅延又は不能になった場合は、当該遅延又は不能について相手方に対し一切の責任を負わないものとする。

(残存条項)

- 第19条 第11条の規定に関わらず、受託分析実施契約の終了後であっても、第7条、第13条、第15条第2項から第5項まで及び第7項の規定はその効力を有するものとする。
- 2 第11条の規定に関わらず、第9条の規定は、受託分析実施契約の終了後5年間は有効とする。
- 3 第11条の規定に関わらず、第16条の規定は、別紙1の「秘密保持に関する特約」第10条に定める期間において有効とする。

(分離可能性)

第20条 この約款について、何れかの条項又は一部が日本国の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、この約款の残りの条項若しくは無効又は執行不能と判断された規定の残部分は、継続して効力を有するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第21条 この約款及び受託分析実施契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
受託分析実施契約に関連して発生する一切の訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第22条 この約款に定めのない事項、この約款の解釈及び受託分析実施契約の履行に関して疑義が生じたときは、機構及び注文者は、誠実に協議のうえ信義誠実の原則に従って

解決するものとする。

以上

別紙 1

秘密保持に関する特約

受託分析実施契約において、機構及び注文者が互いに開示する情報の秘密保持に関する取り扱いについては、本特約を適用するものとする。

(用語の定義)

第1条 本特約で用いる用語の定義は、本特約で別に定める場合を除き、マイクロフォーカス X 線 CT 装置による受託分析実施約款（以下、「約款」という。）に定めるとおりとする。

2 本特約において、「当事者」とは、受託分析実施契約の当事者である機構及び注文者を指す。

(秘密情報)

第2条 本特約において、「秘密情報」とは、媒体及び手段（書面、製品サンプル、図面、専用回線による通信、印刷物、光磁気ディスク、ROM その他の視覚的方法又は口頭）の如何を問わず、一方の当事者（以下、「開示当事者」という。）が他方の当事者（以下、「受領当事者」という。）に対して、受託分析実施契約において開示する技術情報、営業情報その他の一切の情報のうち、次の各号の何れかに該当するものを指す。

(1) 開示を伴う媒体に「秘密」「」「Confidential」その他秘密である旨を示す表示がなされている情報。

(2) 視覚的方法又は口頭により前号に定める表示が物理的に不可能な開示態様の情報であって、開示の際に秘密情報である旨が開示当事者により告知され、開示後30日以内に受領当事者に対し書面等により改めて前号に定める表示を以て開示した情報。

2 秘密情報が次の各号の何れかに該当する場合は、前項の対象から除外するものとする。

(1) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報。

(2) 開示を受けた後、受領当事者の責によらず公知となった情報。

(3) 開示を受けた時点で、既に受領当事者が適法に所有していた情報。

(4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を課されることなく受領当事者が正当に取得した情報。

(5) 開示を受けた情報を用いしないで、受領当事者が創作した情報。

(秘密保持)

第3条 受領当事者は、秘密情報について厳に秘密を保持しなくてはならず、開示当事者の書面による事前の承諾なしに第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

2 前項の規定に関わらず、受領当事者は、受託分析実施契約の履行のために必要な範囲にお

いては、受領当事者の役員及び従業員並びに受託分析実施契約に関して受領当事者が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他の専門的なアドバイザー（以下、「役員等」という。）に対して、秘密情報を開示することができる。

- 3 前項の規定に基づき秘密情報の開示を受ける役員等が法律上守秘義務を負う者でないときは、受領当事者は、本特約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を役員等に課して、その義務を遵守させなければならない。
- 4 前項に定める秘密保持義務を課した役員等に義務の違反があった場合は、その違反は受領当事者による義務の違反として取り扱い、受領当事者は開示当事者に対して直接責任を負うものとする。
- 5 受領当事者は、法令により開示が義務付けられているとき又は主務官庁、裁判所その他の公的機関より法令に基づき開示の請求を受けたとき若しくは金融商品取引所その他の受領当事者を規制する権限を有する機関若しくは者より規則に基づき開示の請求を受けたときは、第1項の規定に関わらず、秘密情報を必要かつ相当な範囲で開示することができるものとする。この場合において、受領当事者は、開示当事者に対し、秘密保護の措置（開示範囲についての協議を含む。）を行う合理的な機会を与えるよう努めるものとする。
- 6 第1項に定める開示当事者の書面による事前の承諾は、機構所定の開示申請書に必要事項を記載して受領当事者が開示当事者に提出するものとし、機構所定の開示承諾書の提出をもって回答するものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報について、受託分析実施契約の目的の範囲内でのみ使用し、他の目的のために使用してはならない。また、受託分析実施契約の終了後は、一切使用してはならない。

（複製）

- 第5条 受領当事者は、受託分析実施契約の履行のため、必要な範囲において秘密情報を複製（文書、電磁的記録媒体、光学記録媒体、フィルムその他の記録媒体への記録を含む。）することができるものとする。
- 2 前項に定める複製により生じた情報は、秘密情報として取り扱う。

（知的財産権）

第6条 受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報に基づき発明、考案、意匠その他の創作（以下、「発明等」という。）をなしたときは、速やかにその旨を開示当事者に通知し、発明等の帰属及び取扱いについて当事者間で協議するものとする。

(破棄又は返還)

第7条 受領当事者は、開示当事者から請求があったとき又は受託分析実施契約が終了したときは、秘密情報が記録された書面、電磁的記録媒体その他の媒体（複製物を含む。）について、開示当事者の指示に従い、受領当事者の費用負担により、速やかに返還、破棄又は消去しなければならない。

2 前項に定める破棄又は消去は、秘密情報が再利用又は復元されない方法で行わなければならない。

3 前2項に定める受領当事者の返還、破棄又は消去について、開示当事者が要請したときは、受領当事者は、当該返還、破棄又は消去が履行されたことを証明する書面を開示当事者に対して速やかに提出しなければならない。

(損害賠償)

第8条 本特約に違反した当事者は、他方の当事者が当該違反に起因又は関連して被った損害（合理的な弁護士費用その他実費を含む。）について、当該他方の当事者に対し賠償しなければならない。

(差止め)

第9条 一方の当事者が本特約に違反し又は違反するおそれがあるときは、他方の当事者は、その差止め又はその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

(有効期間)

第10条 本特約の有効期間は、約款第11条に定める受託分析実施契約の契約期間とする。

2 前項の規定に関わらず、本特約第3条の規定は、受託分析実施契約の終了後5年間は有効とする。

3 前2項の規定に関わらず、本特約第6条、第7条、第8条及び第9条の規定は、受託分析実施契約の終了後であっても、その効力を有するものとする。

以上

別紙 2

個人情報保護に関する特約

受託分析実施契約において、特定の個人を識別することができる情報（以下、「個人情報」という。）の取り扱いについては、本特約を適用するものとする。

（用語の定義）

第 1 条 本特約で用いる用語の定義は、本特約で別に定める場合を除き、マイクロフォーカス X 線 CT 装置による受託分析実施約款（以下、「約款」という。）に定めるとおりとする。

（個人情報の内容）

第 2 条 本特約における「個人情報」とは、受託分析実施契約に関係する者の、氏名、生年月日、年齢、所属、役職、住所、電話番号、ファックス番号及びメールアドレスを含むものとする。

（個人情報の利用目的・提供）

第 3 条 機構及び注文者は、一方の相手方から提供された個人情報を受託分析実施契約の目的の範囲内でのみ使用し、また、機構及び注文者それぞれが保有する個人情報を受託分析実施契約の目的の範囲内で相手方に対してのみ提供することができるものとする。

2 機構及び注文者は、前項で定められた目的以外のために、その保有する個人情報を相手方に提供してはならない。

3 相手方から指示がある場合を除き、提供を受けた個人情報を受託分析実施契約の目的以外に利用又は加工し、又は相手方の書面による事前の承認なしに第三者に提供してはならない。

4 前項に定める相手方の書面による事前の承諾は、機構所定の提供申請書に必要事項を記載して相手方に提出するものとし、機構所定の提供承諾書の提出をもって回答するものとする。

5 機構及び注文者は、個人情報を受託分析実施契約の履行に関係する者から取得するにあたっては、当該個人情報が受託分析実施契約の履行のために使用されること及び受託分析実施契約の履行のために当該個人情報が機構又は注文者から相手方に対して提供されることがあることについて予め本人に明示しなければならない。

（個人情報の提供期間）

第 4 条 機構及び注文者は、約款第 11 条に定める受託分析実施契約の契約期間並びに約款第 19 条第 2 項に定める残存条項期間に限り、本特約第 3 条第 1 項に基づき相手方に対

しその保有する個人情報を提供することができるものとする。

(個人情報の授受と管理・取扱いの方法等)

第5条 機構及び注文者は、相手方に対し、個人情報を提供する場合は、書面又は電子データにより行うものとする。

- 2 機構及び注文者は、本特約に基づき相手方から提供を受けた個人情報については、紛失、破壊、改ざん、き損、漏洩その他の事故を防止するために、機構及び注文者にそれぞれ適用されている個人情報保護に関する諸法令並びに機構及び注文者がそれぞれ定める個人情報保護管理に関する諸規程に基づき、厳重に管理し取扱うものとする。

(預託の制限又は条件)

第6条 機構及び注文者は、提供を受けた個人情報の本特約に基づく管理及び処理を自ら行うものとし、相手方の書面による事前の承認のない限り、提供を受けた個人情報の全部又は一部の管理及び処理を第三者に預託することはできない。

- 2 前項に定める相手方の書面による事前の承諾は、機構所定の個人情報預託申請書に必要事項を記載して相手方に提出するものとし、機構所定の個人情報預託承諾書の提出をもって回答するものとする。

(個人情報の複写等の制限)

第7条 機構及び注文者は、相手方から提供を受けた個人情報が記録された資料等（CD-ROM等の電磁的記録を含む。）を受託分析実施契約の目的の範囲を超えて必要以上に複製又は複写してはならない。個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、相手方に対して、事前にその範囲・数量等を通知し、相手方から承諾を得なければならない。

- 2 前項に定める相手方の書面による事前の承諾は、機構所定の個人情報複写申請書に必要事項を記載して相手方に提出するものとし、機構所定の個人情報複写承諾書の提出をもって回答するものとする。

(個人情報の漏えい等の事故発生時の対応)

第8条 機構及び注文者は、提供を受けた個人情報について、紛失、破壊、改ざん、き損、漏洩その他の事故が発生又は生じる恐れのあることを知ったときは、直ちに相手方に報告するものとする。なお、当該事故による損害を最小限に留めるために必要な措置は、当該事故に係る個人情報を保有していた当事者（以下、「事故発生者」という。）の責任と費用負担において講じるものとする。

(個人情報の漏えい等の事故発生時の費用負担等)

第9条 事故発生者は、事故発生者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏洩その他の事故が発生し、事故発生者が第三者から請求を受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、相手方の指示に基づき、事故発生者の責任及び費用負担でこれらの事態に対処するものとする。この場合において、相手方が直接又は間接の被害を被ったときは、事故発生者は相手方に対して当該損害を賠償しなければならない。

(違反した場合における措置)

第10条 機構及び注文者は、相手方の個人情報の取り扱いが遵守されていないことが客観的かつ合理的根拠に基づき判明したときは、相手方に対する個人情報の提供を停止するとともに、既に相手方に提供した個人情報の利用停止、返還、破棄又は消去を求めるとともに、事前の通知なく受託分析実施契約を解除することができるものとする。

(提供期間終了時の措置)

第11条 機構及び注文者は、本特約第4条に定める期間の終了後は、相手方から提供を受けた個人情報を速やかに返還、破棄又は消去を行い、相手方に対してその旨を書面にて報告するものとする。

2 前項に定める相手方への書面の報告は、機構所定の提供期間終了報告書に必要事項を記載して相手方に提出するものとする。

以上